

永住者ビザ 書類リスト(日本人と結婚している方)

本人（外国人）に関する書類

証明写真（直近3ヶ月以内撮影のもの。縦40mm×横30mm、2枚）

※スマートフォンなどで撮影し、その画像データをメールいただいても構いません。

※背景のないところで、影が映らないように、余白を多めに撮影ください。

パスポート（原本）

※申請時、受領時に入管に提示する必要があるため、事前に預かります。

在留カード（原本）

※申請時、受領時に入管に提示する必要があるため、事前に預かります。

ご家族のスナップ写真（5枚以上）

画像データをメールいただいても構いません。

市役所・区役所で取得する書類（全て3ヶ月以内発行の書類）

日本人妻（夫）の戸籍謄本

日本人妻（夫）の住民票（世帯全員分記載のもの。マイナンバー記載ないもの）

夫の 令和4・3・2年度 住民税の納税証明書（直近3年分）

（当該年の1月1日に住んでいた市役所で発行されます。）

夫の 令和4・3・2年度 住民税の納税証明書（直近3年分）

（年間所得額と課税額が記載されたもの。当該年の1月1日に住んでいた市役所で発行されます。）

妻の 令和4・3・2年度 住民税の納税証明書（直近3年分）

（当該年の1月1日に住んでいた市役所で発行されます。）

妻の 令和4・3・2年度 住民税の納税証明書（直近3年分）

（年間所得額と課税額が記載されたもの。当該年の1月1日に住んでいた市役所で発行されます。）

管轄税務署で取得する書類

夫の 源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税に係る納税証明書（その3） ※その3の3ではありません。その3を取得ください。

妻の 源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税に係る納税証明書（その3） ※その3の3ではありません。その3を取得ください。

インターネットもしくは年金事務所で取得する書類

ねんきんネットの「各月の年金記録」の印刷画面

日本年金機構のホームページ（以下の URL を参照）から、ねんきんネットに登録することができます。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

もしくは管轄の年金事務所に電話して、下記を取得ください（郵送申請できる場合あり）

被年金保険者記録照会回答票

被保険者記録照会（納付Ⅰ、Ⅱ）

その他の書類

健康保険証のコピー

預金通帳のコピー（表紙、2 ページ目、直近の記帳ページ）

※夫婦どちらか一方の預金通帳コピーで OK。

※問題とならない預金額は、扶養家族の数、ご夫婦の年齢、住む地域により異なりますが、目安としては、家族全員（扶養家族含む）の1年分の生活費以上とお考えください。

※原本が必要な証明書以外の資料については、PDF・写メール等でも構いません。データをメールください。

上記以外の書類については、当事務所で作成いたします。

入管での審査の際、追加書類が発生する場合がございます。

<直近2年間に、国民年金加入期間がある場合>

国民年金加入期間全ての国民年金保険料領収証書（コピー）

※領収書を保管していない場合、保管している分だけでも構いません。

<直近2年間に、国民健康保険加入期間がある場合>

市役所で発行される国民健康保険料（税）納付証明書

※直近2年間のうち、加入期間分全て

国民健康保険料（税）領収証書（コピー）

※領収書を保管していない場合、保管している分だけでも構いません。

<申請人もしくは日本人配偶者が会社代表者である場合>

申請時に、社会保険適用事業所の事業主である方は、上記の「公的年金の保険料の納付状況を証明する資料」及び「公的医療保険の保険料の納付状況を証明する資料」に加え、直近2年間のうち当該事業所で事業主である期間について、事業所における公的年金及び公的医療保険の保険料に係る次の資料ア又はイのいずれかを提出してください。

※ 健康保険組合管掌の適用事業所であって、アの保険料領収証書（写し）の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行するイの社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。

ア 健康保険・厚生年金保険料領収証書（写し）

※ 申請される方（事業主）が保管されている直近2年間のうち事業主である期間における、全ての期間の領収証書

全ての期間について領収証書（写し）が提出できない方は、下記イを提出してください。

イ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（いずれも未納の有無を証明・確認する場合）

※ 申請書の様式や申請方法等は日本年金機構ホームページを御参照ください。社会保険料納入証明書については、以下の URL から、「1. 社会保険料納入証明書」の申請様式「社会保険料納入証明申請書」により、出力区分「一括用のみ」及び証明範囲区分「延滞金含む」を選択して申請してください。また、「社会保険料納入確認（申請）書」については、以下の URL から、「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）」により申請してください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/20140311.html>

※ 日本年金機構ホームページトップ画面右上の「サイトマップ」>「年金について（しくみや手続き全般）」>「厚生年金保険」欄の「事業主向け情報」>「事業主向け情報（その他）」>「納入証明書・納入確認書」からアクセスできます。

永住申請 代行サービス

●ご本人が出入国在留管理局に行く必要はありません。

※ご自身で窓口申請する場合、平日の昼間に2回、出入国在留管理局に行く必要があります。

●関東甲信越お住まいの方の永住申請を代行可能です

●料金

154,000円+出入国在留管理局に支払う印紙代 8,000円

※ご夫婦の状況によっては、料金が異なる場合があります。ご依頼前に正確な料金をお知らせします。